

訪問入浴介護

1. 訪問入浴介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点
5. 参考資料



1. 訪問入浴介護の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

5. 参考資料

訪問入浴介護の概要・基準

定義

訪問入浴介護とは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るもの。

必要となる人員・設備等

○従業者の員数

指定訪問入浴介護事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数については、次のとおり。

- ・ 看護師又は准看護師 1以上
- ・ 介護職員 2以上（介護予防訪問入浴介護の場合には1以上）

○管理者

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

○設備及び備品等

指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品を備えなければならない。

訪問入浴介護の報酬

指定訪問入浴介護の介護報酬のイメージ（1回あたり）

基本サービス費

（括弧内は指定介護予防訪問入浴介護の場合）

1,260単位（852単位）

※ 利用者に対して、看護職員1人及び介護職員2人（介護予防は1人）がサービスを提供した場合に算定。

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

利用者の状態に応じたサービス提供や 事業所の体制に対する加算・減算

初回のサービス提供前に自宅の状況を確認するなどの対応
（200単位/月）

専門的な認知症ケアの実施
（3単位、4単位/日）

介護福祉士等を一定割合以上配置
＋研修等の実施
（44、36、12単位）

中山間地域等でのサービス提供
（5%・10%・15%）

介護職員処遇改善加算
（Ⅰ）5.8% （Ⅱ）4.2%
（Ⅲ）2.3% （Ⅳ）加算Ⅲ×0.9
（Ⅴ）加算Ⅲ×0.8

介護職員等特定処遇改善加算
（Ⅰ）2.1% （Ⅱ）1.5%

介護職員3人による
サービス提供
※介護予防の場合は
2人

（▲5%）

同一敷地内建物等又は利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービスを行う場合

・ 同一敷地内建物等又は利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービスを行う場合
（▲10%/回）

・ 利用者が50人以上居住する同一敷地内建物等の利用者にサービスを行う場合
（▲15%/回）

清拭又は部分浴でのサービス提供
（▲10%）

訪問入浴介護の算定状況

	単位数 (令和3年4月改定後)	単位数 (単位:千単位)	割合 (単位数ベース)	回数 (単位:千回)	算定率 (回数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
		総数	464,725	総数	341.6	総数	1,655
訪問入浴介護		464,725	100.00%	341.6	100.00%	-	-
看護・介護職員	1,260単位/回	426,917	91.86%	339.3	99.33%	-	-
介護職員のみ	×95/100	2,739	0.59%	2.3	0.67%	-	-
同一建物減算1(10%)	×90/100	△ 223	△ 0.05%	0.2	0.06%	19	1.15%
同一建物減算2(15%)	×85/100	△ 75	△ 0.02%	0.0	0.00%	1	0.06%
特別地域訪問入浴介護加算	+ 15/100	852	0.18%	1.0	0.29%	88	5.32%
中山間地域等における小規模事業所加算	+ 10/100	6	0.00%	0.0	0.00%	5	0.30%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+ 5/100	147	0.03%	0.5	0.15%	70	4.23%
初回加算	+ 200単位/月	1,452	0.31%	7.3	2.14%	1,292	78.07%
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	+ 3単位/日	-	0.00%	-	0.00%	-	0.00%
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	+ 4単位/日	-	0.00%	-	0.00%	-	0.00%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44単位/回	1,819	0.39%	41.4	12.12%	252	15.23%
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	36単位/回	1,016	0.22%	28.2	8.26%	136	8.22%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12単位/回	234	0.05%	19.5	5.71%	80	4.83%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	×58/1000	23,029	4.96%	64.5	18.88%	1,386	83.75%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	×42/1000	512	0.11%	2.1	0.61%	92	5.56%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	×23/1000(※)	277	0.06%	1.9	0.56%	88	5.32%
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	×(※)×90/100	4	0.00%	0.0	0.00%	4	0.24%
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	×(※)×80/100	12	0.00%	0.1	0.03%	2	0.12%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	×21/1000	1,365	0.29%	10.3	3.02%	260	15.71%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	×15/1000	4,650	1.00%	50.5	14.78%	995	60.12%

(注1)「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2)「算定率(回数ベース)」は、各加算の回数÷総回数により求めたもの。

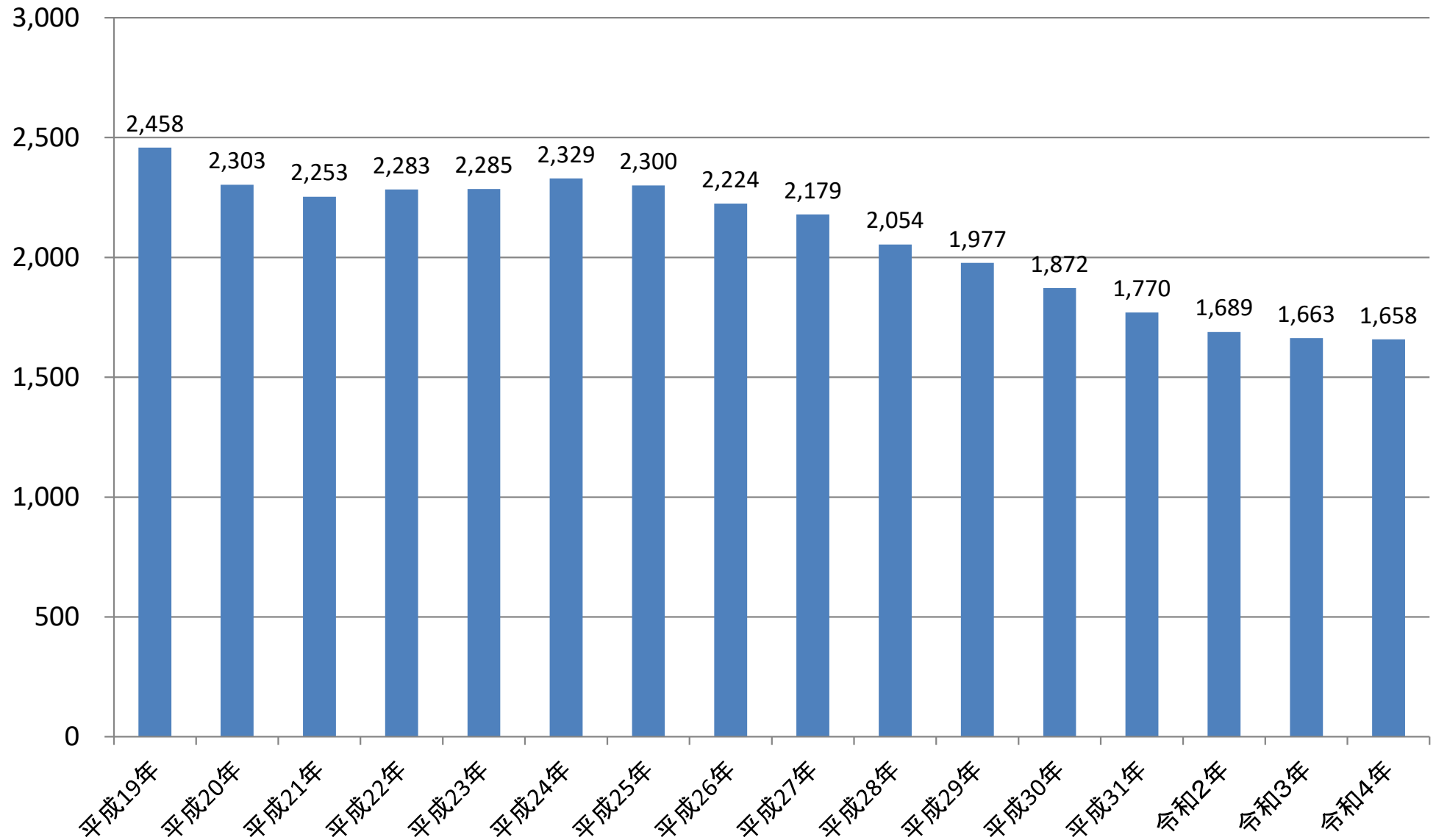
(注3)「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 介護予防を除く。

(注5) 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含まない。

訪問入浴介護の請求事業所数

(事業所)

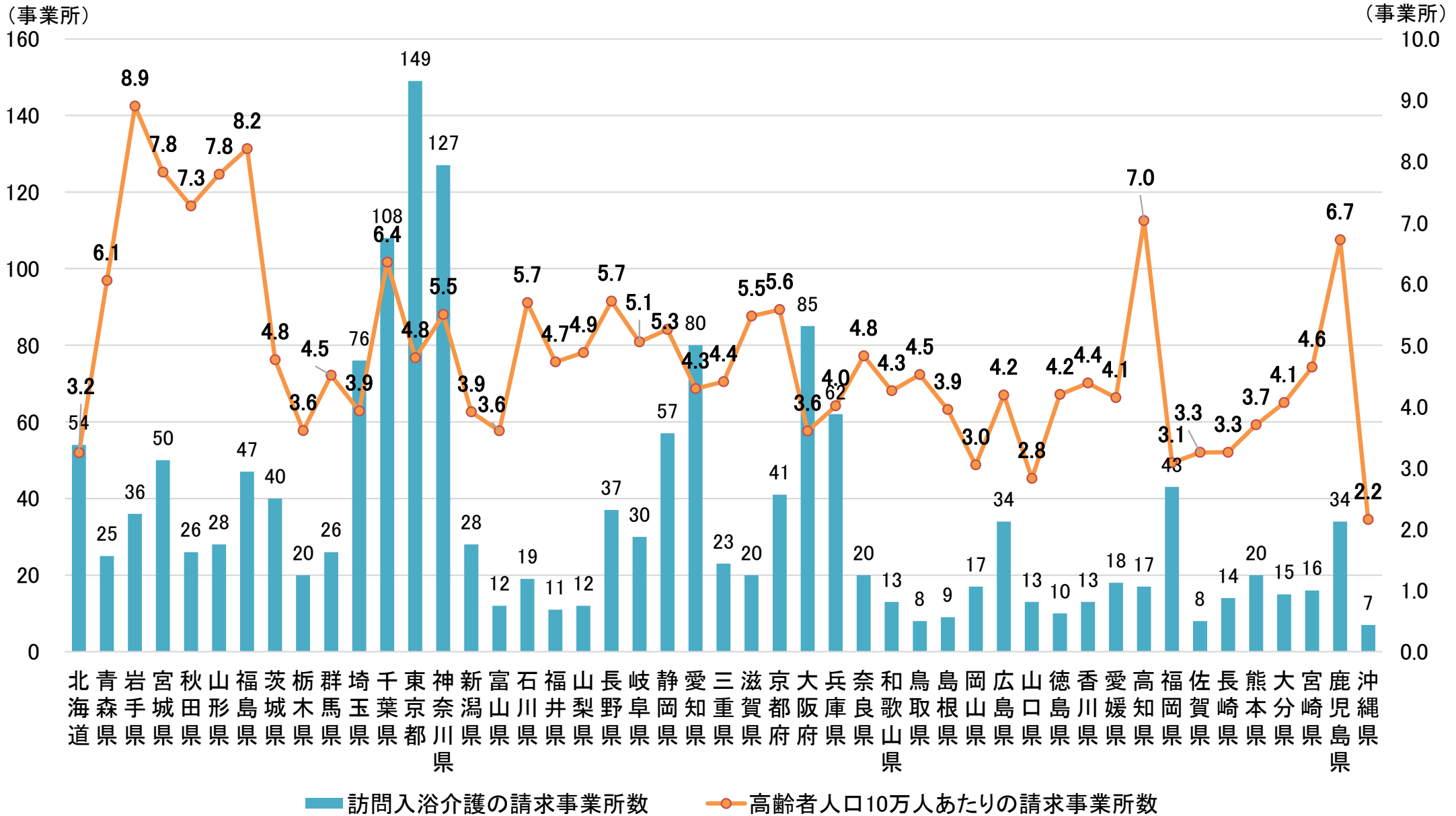


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

訪問入浴介護の請求事業所数(都道府県別)

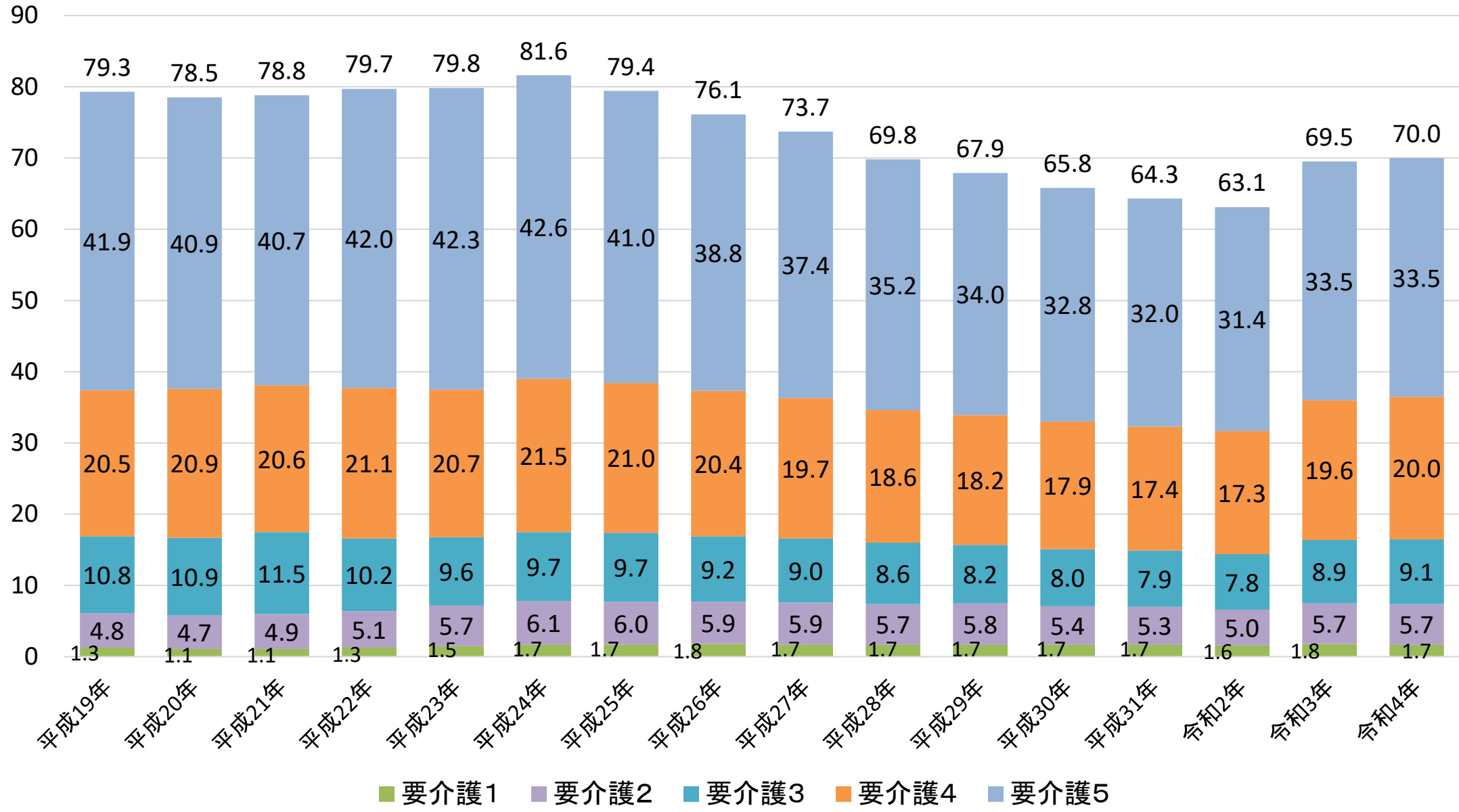


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※介護予防サービスは含まない。

【出典】請求事業所数:厚生労働省「介護給付費等実態統計」(令和4年4月審査分)
 高齢者(65歳以上)人口:令和2年国勢調査

訪問入浴介護の要介護度別受給者数

(千人)

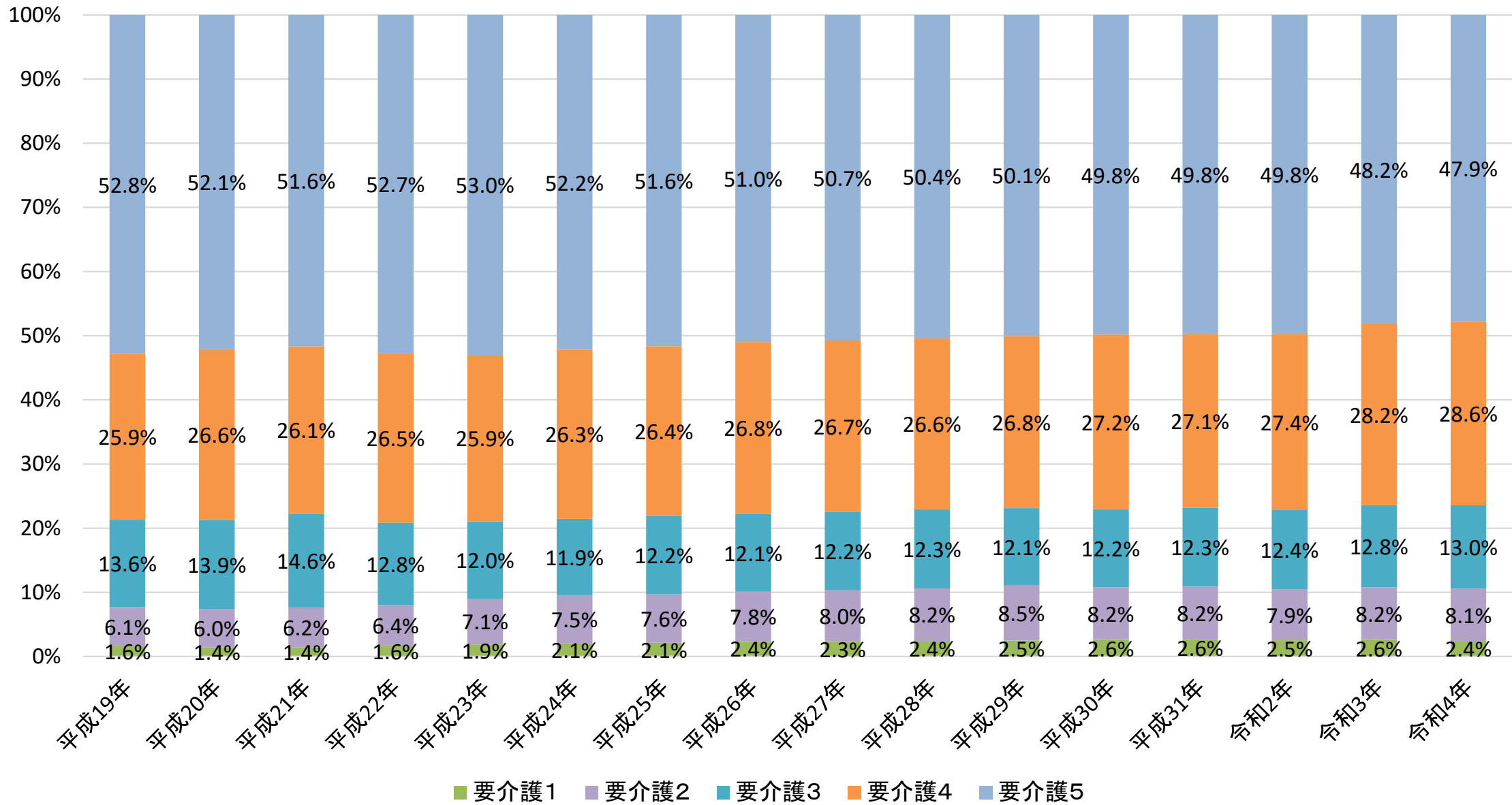


※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護、介護予防サービスは含まない。

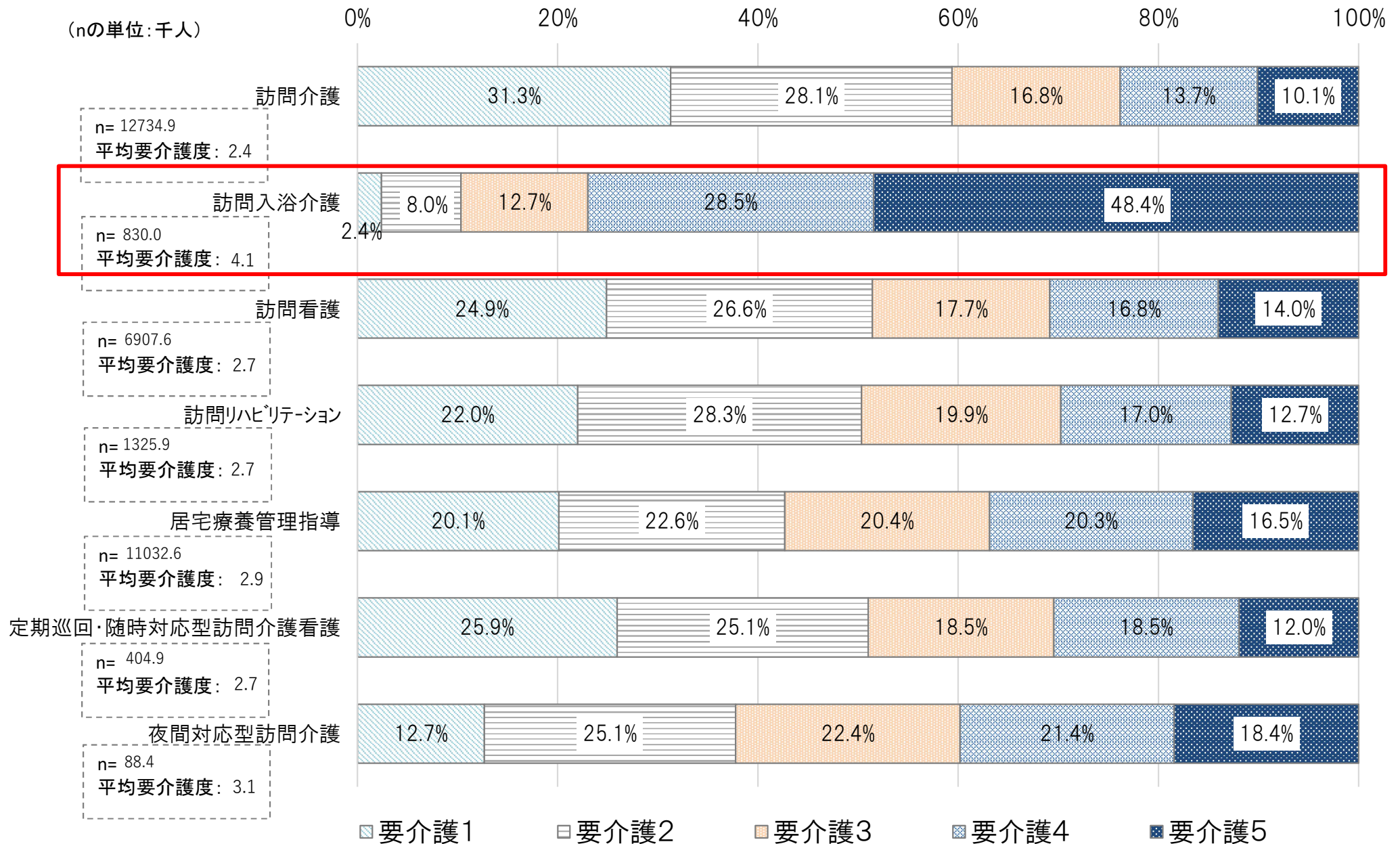
※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

訪問入浴介護の要介護度別受給者割合



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。
 ※経過的要介護、介護予防サービスは含まない。
 ※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

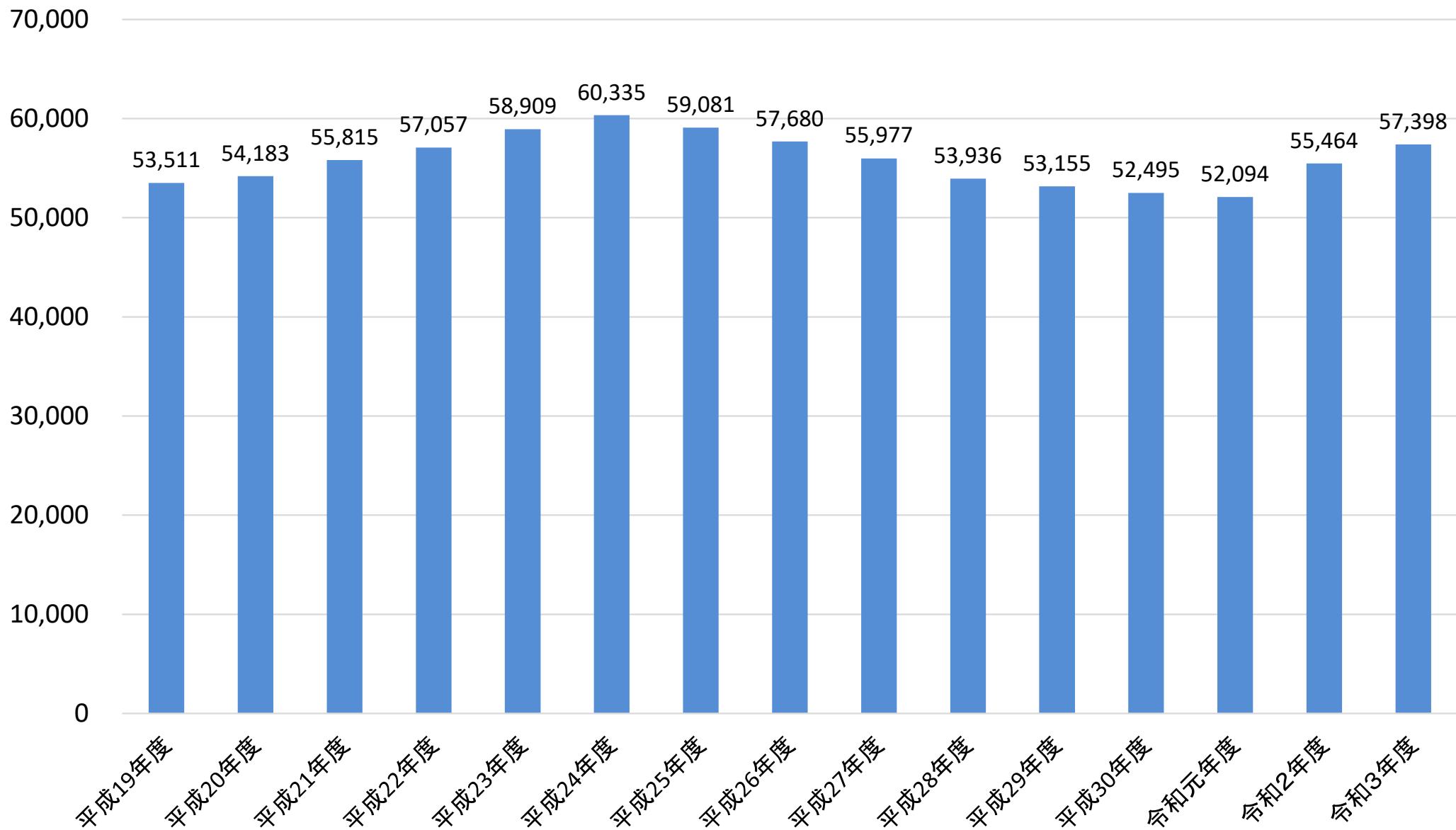
訪問系サービスの要介護度割合



【出典】令和3年度介護給付費等実態統計報告（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）

訪問入浴介護の費用額

(百万円)

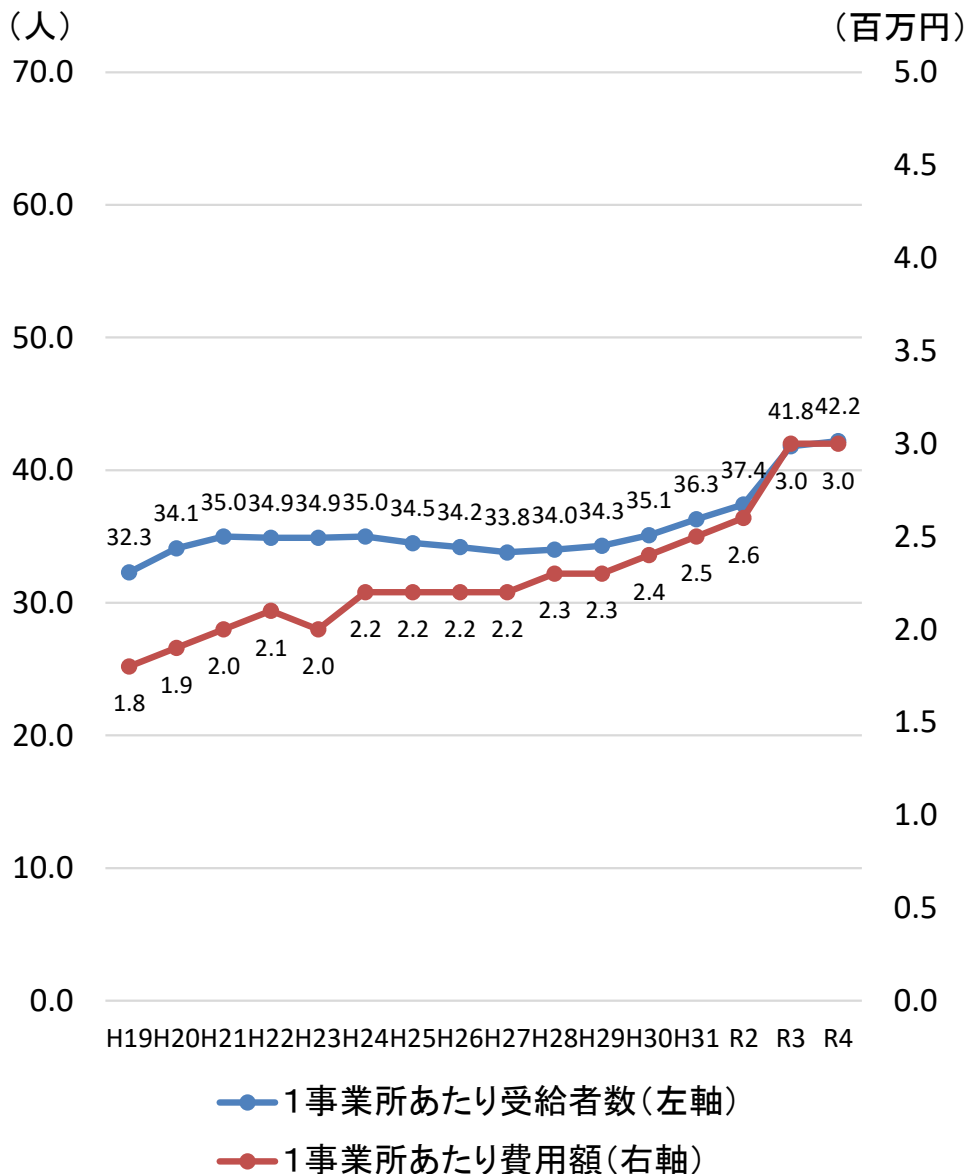


※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

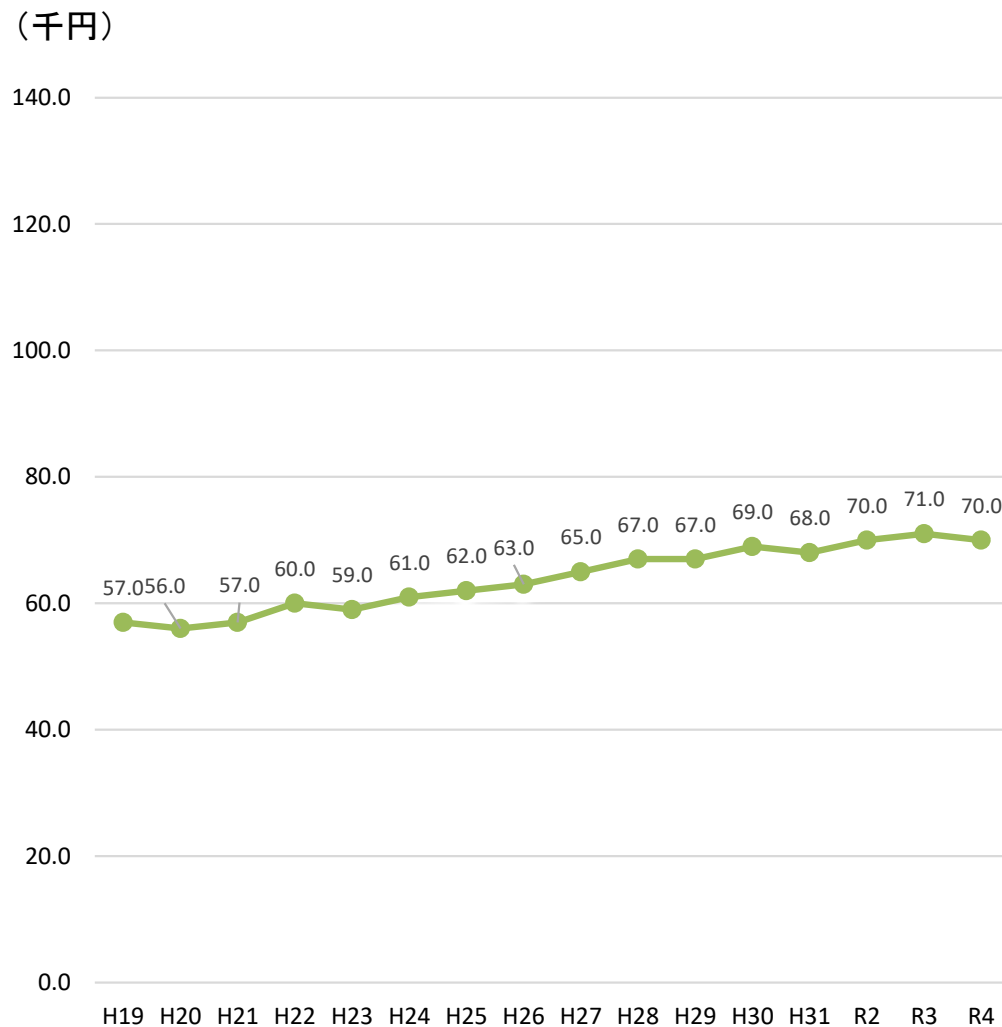
※介護予防サービスは含まない。

訪問入浴介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額

【1事業所1月あたりの受給者数・費用額】



【1人1月あたりの費用額】

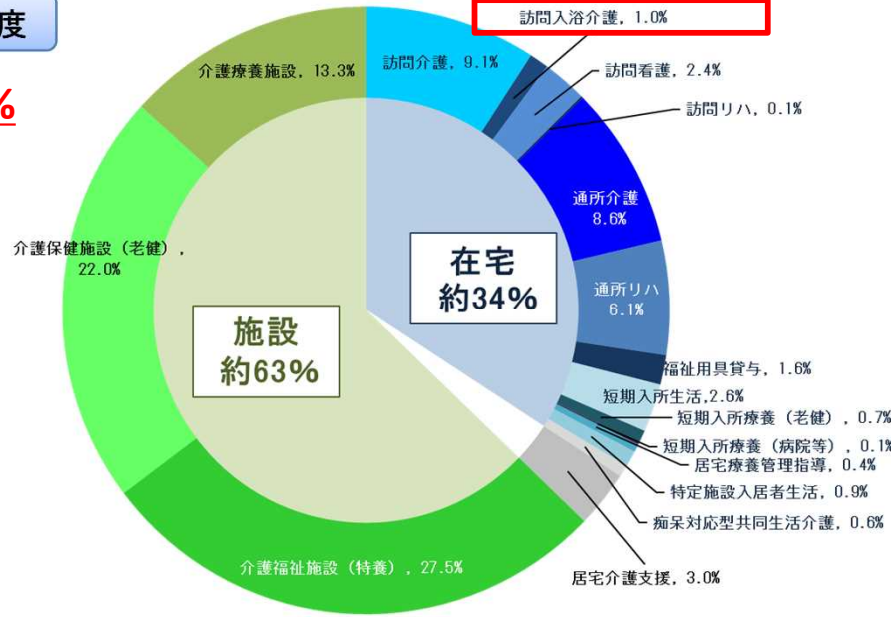


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※経過的要介護、介護予防サービスは含まない。

サービス種類別介護費用額割合の推移

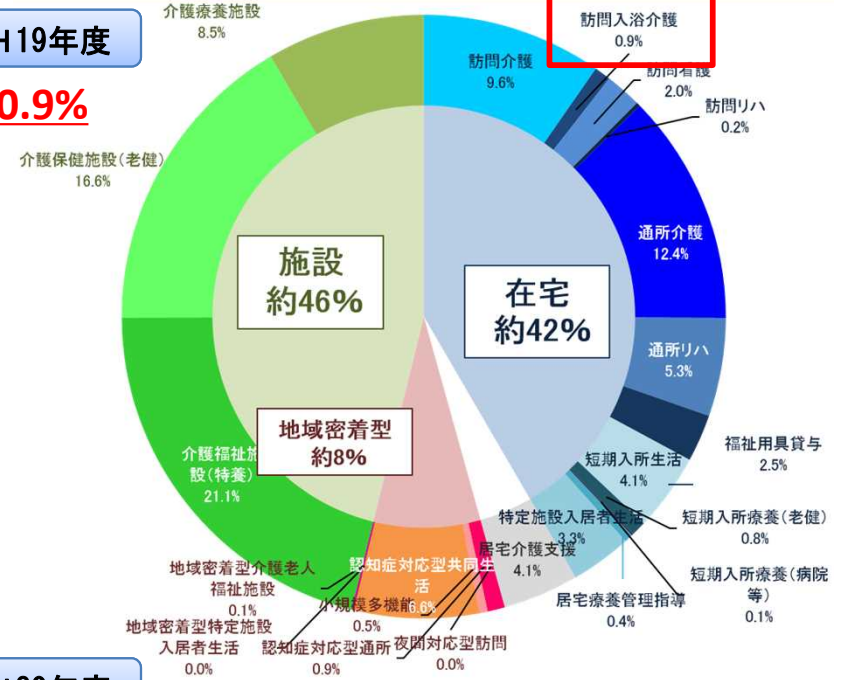
H13年度

1.0%



H19年度

0.9%



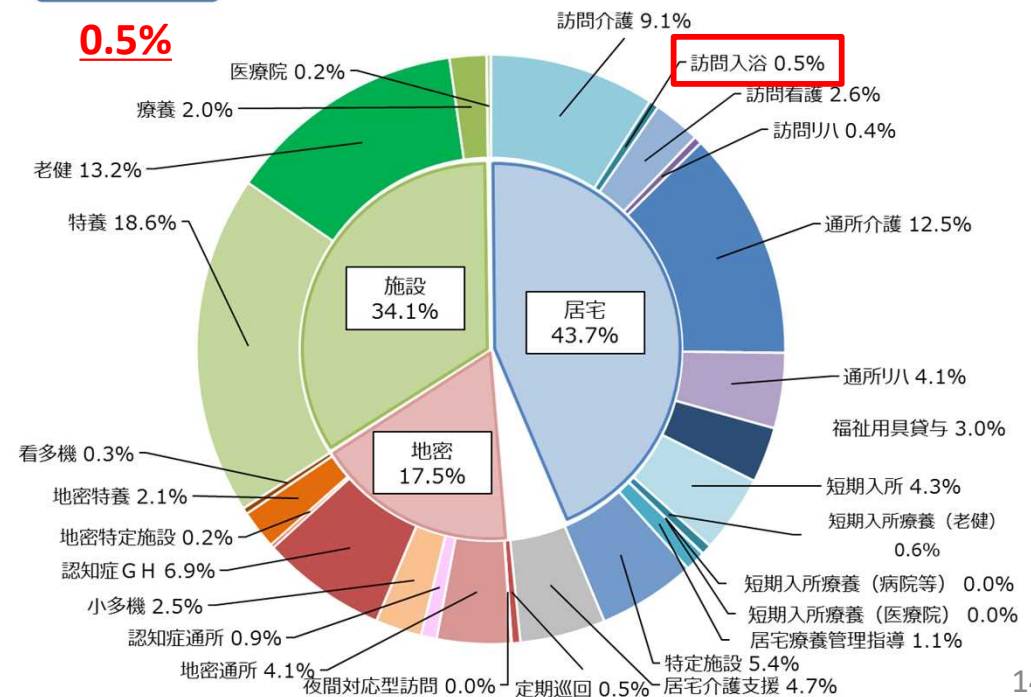
H24年度

0.8%



H30年度

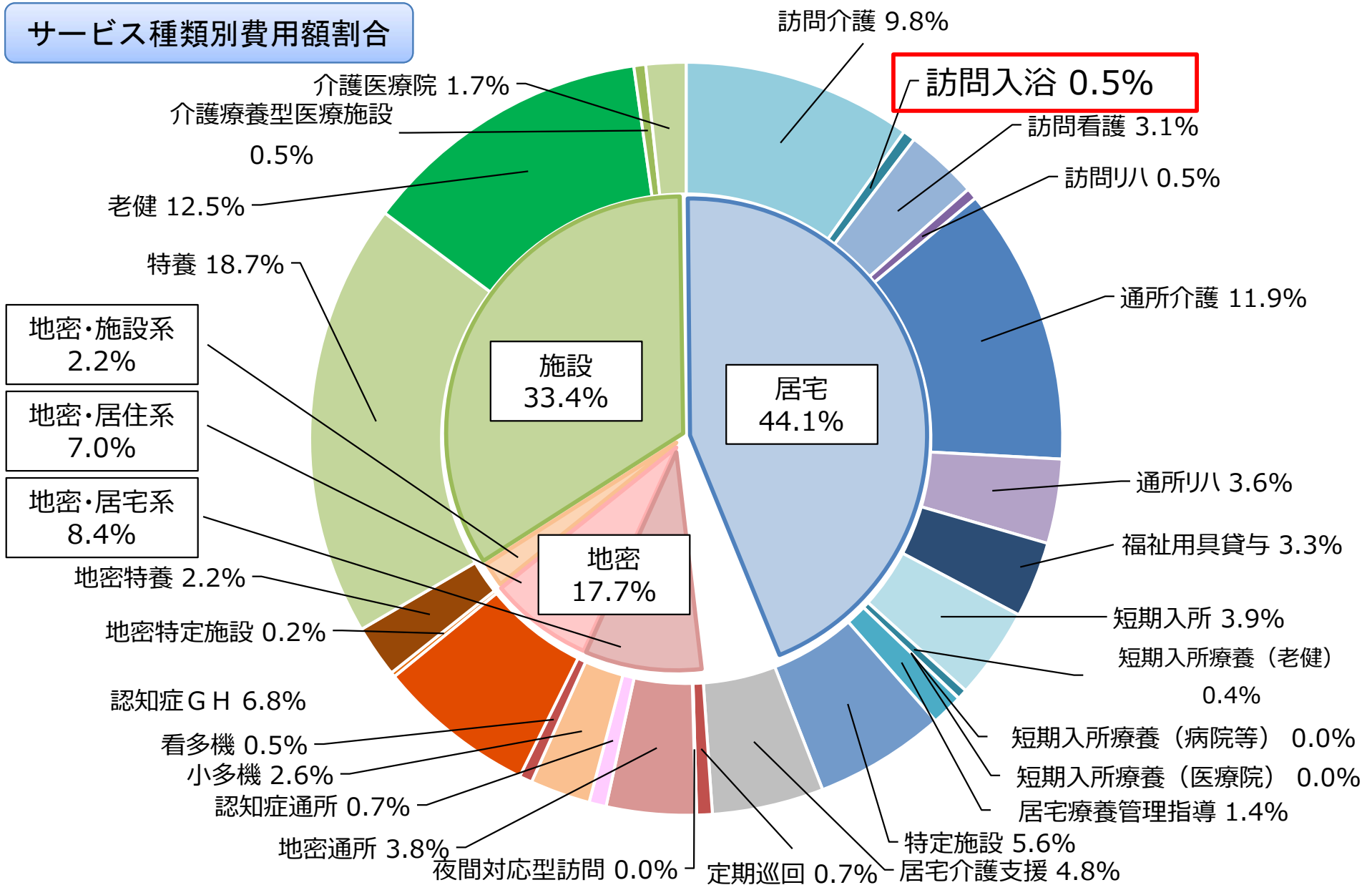
0.5%



[出典]介護給付費等実態調査(平成13年度から平成30年度)より作成

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳(令和3年度) 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))

(注3) 令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳(令和3年度) 金額

		費用額 (百万円)	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,056,219	34,372
	訪問入浴介護	57,398	1,658
	訪問看護	334,982	13,843
	訪問リハビリテーション	51,968	5,214
	通所介護	1,279,943	24,445
	通所リハビリテーション	389,552	8,060
	福祉用具貸与	350,628	7,180
	短期入所生活介護	421,633	10,643
	短期入所療養介護	47,909	3,385
	居宅療養管理指導	146,203	45,607
	特定施設入居者生活介護	604,219	5,910
	計	4,740,654	160,317
居宅介護支援		514,629	37,831
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72,234	1,151
	夜間対応型訪問介護	3,681	180
	地域密着型通所介護	410,524	18,947
	認知症対応型通所介護	79,601	3,098
	小規模多機能型居宅介護	277,991	5,824
	看護小規模多機能型居宅介護	59,030	1,000
	認知症対応型共同生活介護	734,030	14,328
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,860	363
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	239,843	2,483
	計	1,898,795	47,374
施設	介護老人福祉施設	2,007,919	8,340
	介護老人保健施設	1,348,998	4,230
	介護療養型医療施設	54,237	340
	介護医療院	184,721	671
計	3,595,326	13,581	
合計		10,749,404	259,103

※請求事業所数は延べ数である。

【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))、請求事業所数は、令和4年4月審査分である。

(注3) 令和3年度(令和3年5月~令和4年4月審査分(令和3年4月~令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

訪問入浴介護の経営状況

○ 訪問入浴介護の収支差率は3.7%となっている。

■ 居宅サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和2年度 実態調査	令和4年度 概況調査	
	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算
訪問介護	2.6% (2.3%)	6.9% <6.3%> (6.4%)	6.1% <5.8%> (5.5%)
訪問入浴介護	3.6% (2.7%)	6.4% <6.1%> (4.7%)	3.7% <3.6%> (2.5%)
訪問看護	4.4% (4.2%)	9.5% <9.0%> (9.1%)	7.6% <7.2%> (7.1%)
訪問リハビリテーション	2.4% (1.9%)	0.0% <△1.1%> (△0.4%)	0.6% <△0.4%> (0.2%)
通所介護	3.2% (2.9%)	3.8% <3.2%> (3.5%)	1.0% <0.7%> (0.7%)
通所リハビリテーション	1.8% (1.4%)	1.6% <0.9%> (1.3%)	0.5% <△0.3%> (0.2%)
短期入所生活介護	2.5% (2.3%)	5.4% <4.9%> (5.3%)	3.3% <3.2%> (3.3%)
特定施設入居者生活介護	3.0% (1.9%)	4.6% <4.4%> (3.6%)	4.0% <3.9%> (3.1%)
福祉用具貸与	4.7% (3.5%)	1.5% <1.4%> (0.5%)	3.4% <3.4%> (2.6%)
居宅介護支援	△1.6% (△1.9%)	2.5% <1.9%> (1.8%)	4.0% <3.7%> (3.1%)

注: 括弧なしは、税引前収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)。

< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

()内は、税引後収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)

※令和4年度決算は調査中

出典: 令和2年度介護事業経営実態調査結果及び令和4年度介護事業経営概況調査結果

訪問入浴介護の収支差率等

○ 訪問入浴介護の収支差率（令和3年度決算 税引前（コロナ補助金を含む）は3.7%（※）となっており、金額ベースでは11.6万円。※収支差率について全サービスの平均は3.0%。

6 訪問入浴介護

		令和2年度実態調査		令和4年度概況調査		(参考) 令和元年度概況調査	
		令和2年度決算		令和2年度決算		平成30年度決算	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
1	I 介護事業収益						
2	(1)介護料収入	2,848	3,033	3,130	2,637		
3	(2)保険外の利用料	24	36	37	30		
4	(3)補助金収入 (新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く)	2	3	2	3		
5	(4)介護報酬査定減	-0	-0	-0	-0		
6	II 介護事業費用						
7	(1)給与費	1,897	66.0%	1,939	63.1%	2,053	64.8%
8	(2)減価償却費	44	1.5%	45	1.5%	48	1.5%
9	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-1		-3		-2	
10	(4)その他	589	20.5%	647	21.0%	643	20.3%
11	うち委託費	186	6.5%	251	8.2%	232	7.3%
12	III 介護事業外収益						
13	(1)借入金補助金収入	1		1		1	
14	IV 介護事業外費用						
15	(1)借入金利息	1		1		1	
16	V 特別損失						
17	(1)本部費繰入	241		255		312	
18	収入 ①=I+III	2,876		3,072		3,169	
19	支出 ②=II+IV+V	2,771		2,884		3,054	
20	差引 ③=①-②	105	3.6%	189	6.1%	115	3.6%
21	新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入	-		9		2	
22	新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含めた差引 ③'	-		198	6.4%	116	3.7%
23	法人税等	26	0.9%	54	1.8%	36	1.1%
24	法人税等差引 ④=③'-法人税等	78	2.7%	144	4.7%	81	2.5%
25	有効回答数	433		222		222	

※ 比率は収入に対する割合である。

※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。

※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
21 延べ訪問回数	219.4回	226.7回	192.4回
22 常勤換算職員数(常勤率)	5.6人 70.2%	5.7人 65.3%	5.2人 66.7%
23 看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	4.9人 67.5%	5.1人 63.0%	4.6人 64.8%
常勤換算1人当たり給与			
24 看護師	373,434円	386,881円	366,382円
25 常 准看護師	337,625円	362,031円	343,164円
26 動 介護福祉士	335,602円	358,965円	333,186円
27 介護職員	319,959円	324,463円	316,760円
28 非常勤 看護師	368,848円	386,025円	335,449円
29 准看護師	341,776円	372,242円	324,663円
30 介護福祉士	287,474円	329,823円	272,244円
31 介護職員	271,918円	306,358円	255,627円

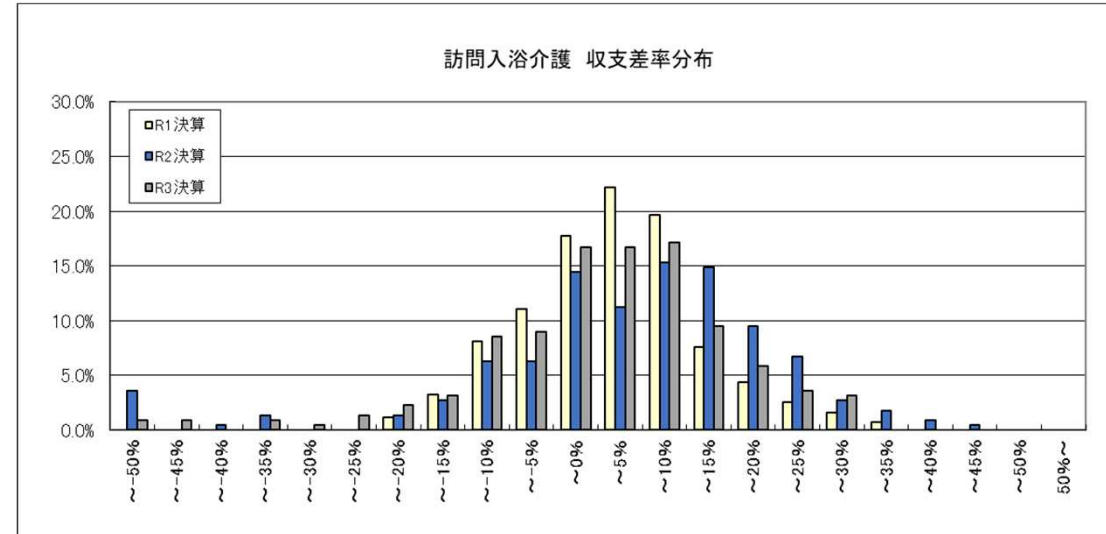
訪問1回当たり収入

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
32 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く	13,106円	13,979円	13,888円
33 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含む	-	13,986円	-
34 訪問1回当たり支出	12,629円	13,472円	13,534円
35 常勤換算職員1人当たり給与	332,477円	343,756円	317,846円
36 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与	324,149円	337,437円	312,990円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
37 常勤換算職員1人当たり訪問回数	39.5回	40.1回	37.0回
38 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり訪問回数	44.7回	44.1回	41.4回

収支差率分布

有効回答数 = 222



収支差率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問入浴介護 (税引前) 平均	2.6%	3.6%	6.4%	3.7%
訪問入浴介護 (税引後) 平均	1.2%	2.7%	4.7%	2.5%

1. 訪問入浴介護の概況



2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

5. 参考資料

訪問入浴介護 (令和3年度介護報酬改定)

改定事項

- 訪問入浴介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ② 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ③ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ④ 2(4)②訪問入浴介護の報酬の見直し★
- ⑤ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑥ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑦ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑧ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑨ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★
- ⑩ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保★

★は介護予防サービスでも同様の措置を講じたもの

2.(4)② 訪問入浴介護の報酬の見直し

概要

【訪問入浴介護★】

- 訪問入浴介護について、利用者への円滑な初回サービス提供と、利用者の状態に応じた臨機応変なサービス提供に対し適切な評価を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 新規利用者へのサービス提供に際して、事前の居宅訪問を行うなど、事業者に一定の対応が生じていることを踏まえ、新規利用者に対して、初回のサービス提供を行う前に居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整（浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等）を行った場合を評価する新たな加算を創設する。【告示改正】
 - イ 清拭又は部分浴を実施した場合の減算について、サービス提供の実態を踏まえ、減算幅を見直す。【告示改正】

単位数

<現行>

<改定後>

ア なし

初回加算 200単位/月（新設）



イ 清拭又は部分浴を実施した場合は
30%/回を減算

清拭又は部分浴を実施した場合は
10%/回を減算

算定要件等

ア 初回加算

- 訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の訪問入浴介護を行うこと。
- 初回加算は、初回の訪問入浴介護を実施した日に算定すること。

イ 清拭又は部分浴を実施した場合の減算（現行と同様）

- 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したとき。

1. 訪問入浴介護の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

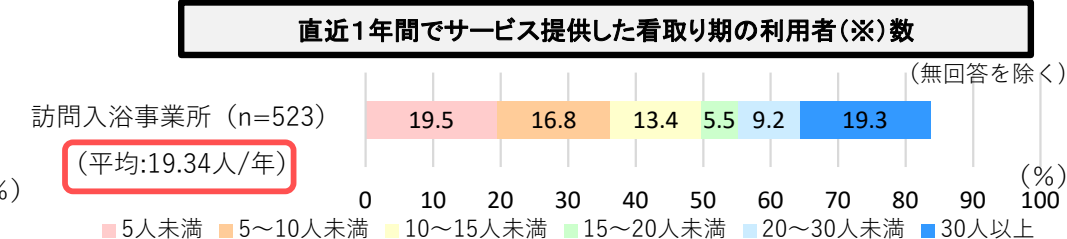
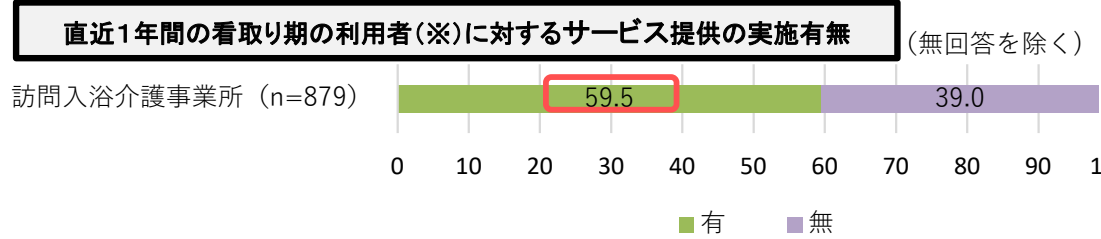
 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

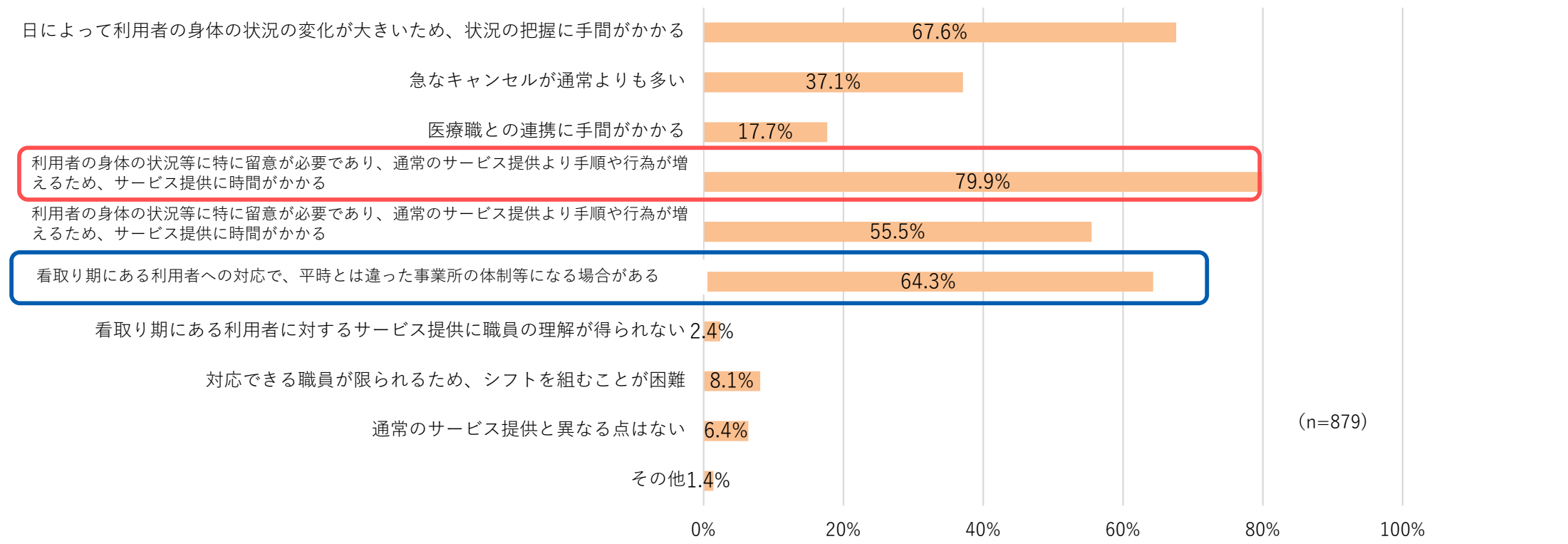
5. 参考資料

訪問入浴介護 看取り期の利用者に対するサービス提供状況

- 看取り期の利用者に対するサービス提供をした訪問入浴介護事業所は59.5%であり、1年間の平均は19.34人。
- 看取り期の利用者へのサービス提供の特徴としては、「利用者の身体の状況等に特に留意が必要であり、通常のサービス提供より手順や行為が増えるため、サービス提供に時間がかかる」が79.9%と最多、また、「看取り期にある利用者への対応で、平時とは違った事業所の体制等になる場合がある」が64.3%と事業所の体制に関する回答もあった。



看取り期にある利用者(※)へのサービス提供が通常のサービス提供と異なる点や、増えた行為等について

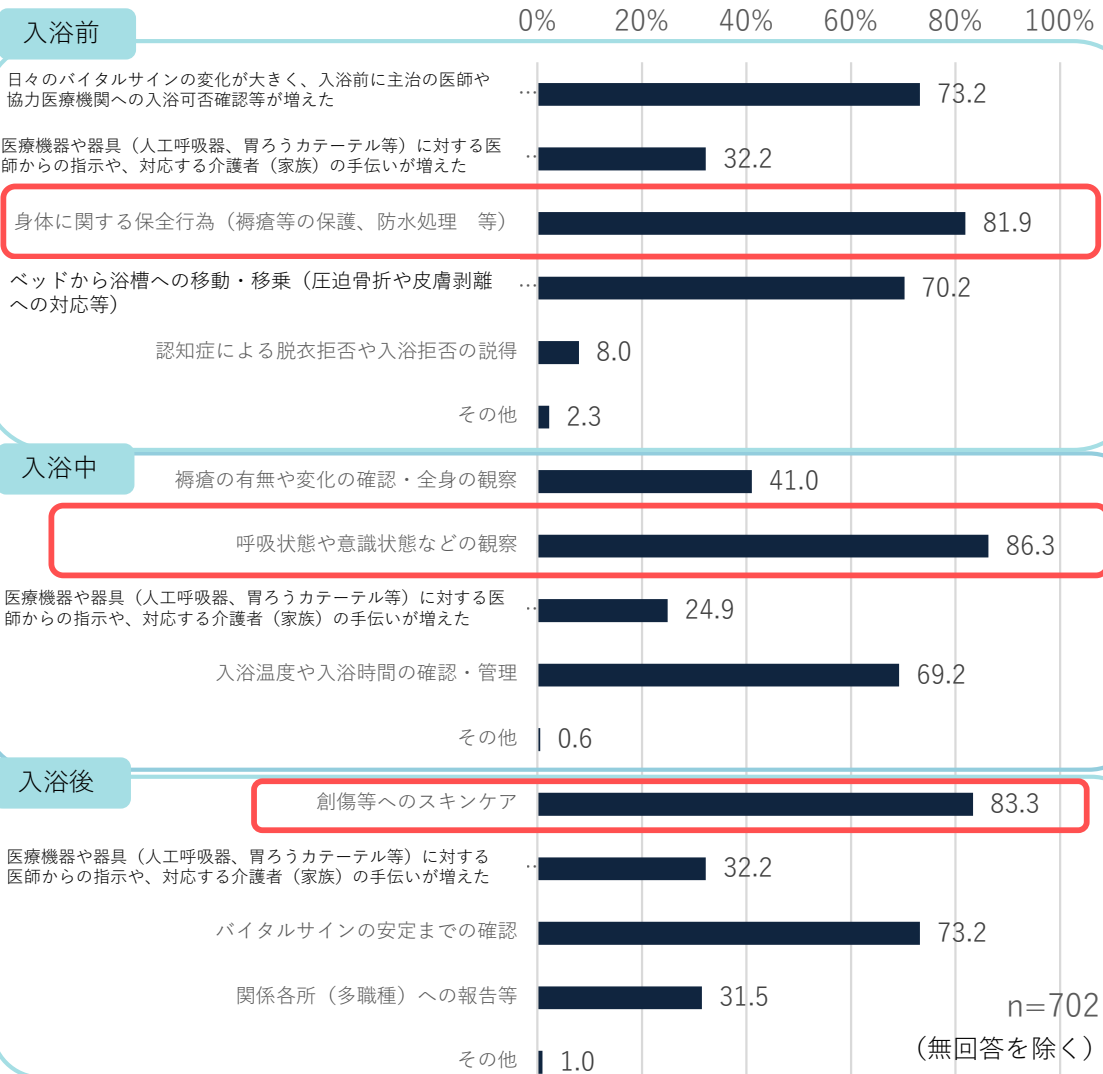


(※) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方を指す。 (無回答を除く)

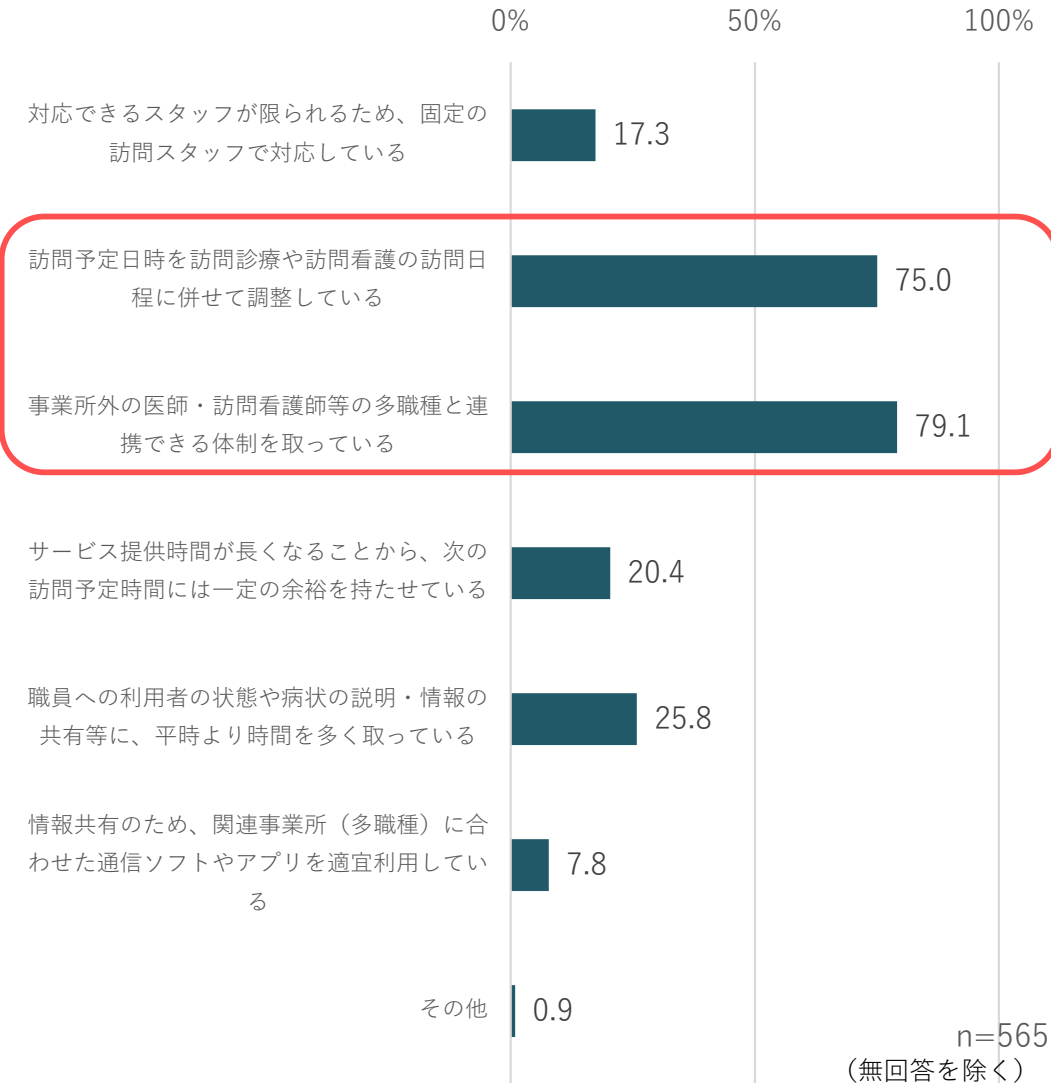
訪問入浴介護 看取り期の利用者に対するサービス提供の特徴

- 看取り期の利用者に対するサービス提供について、通常のサービス提供より「増えた行為」は、入浴前後ではそれぞれ「身体に関する保全行為（褥瘡等の保護、防水処理等）」、「創傷等へのスキンケア」が最多、入浴中では、「呼吸状態や意識状態などの観察」が最多。
- また、「平時とは違った事業所の体制等」としては、「事業所外の医師・訪問看護師等の多職種と連携できる体制を取っている」、「訪問予定日時を訪問診療や訪問看護の訪問日程に併せて調整している」が多い状況である。

看取り期の利用者(※)に対するサービス提供について、通常のサービス提供より「増えた行為」




看取り期の利用者(※)に対するサービス提供における、「平時とは違った事業所の体制等」



(※) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方を指す。

出典：令和4年度老人保健健康増進等事業「看取り期等における訪問入浴介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業」（株式会社デベロ）

1. 訪問入浴介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
-  4. 現状と課題及び論点
5. 参考資料

訪問入浴介護の現状と課題及び論点

<現状と課題>

- 訪問入浴介護は、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るものであり、利用者に対して、看護職員1人及び介護職員2人がサービス提供した場合に、要介護度・サービス提供時間に関わらず、所定単位の介護報酬を算定するもの。
 - ※ ただし、利用者に対して、入浴により利用者の身体状況等に支障が生ずるおそれがないと認められる場合に、主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3人による訪問が可能（報酬は所定単位の95/100を算定）。
- 請求事業所数は減少傾向にある一方で、直近の受給者数、費用額はいずれも増加傾向にある。
- 要介護3以上の利用者が約9割を占め、平均要介護度は4.1。
- 収支差率は、令和元年が3.6%、令和2年が6.4%、令和3年が3.7%と推移している。
- 令和3年度介護報酬改定では、主に以下を実施したところである。
 - ① 新規利用者へのサービス提供に際して、事前の居宅訪問を行うなど、事業者に一定の対応が生じていることを踏まえ、新規利用者に対して、初回のサービス提供を行う前に居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整（浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等）を行った場合を評価する新たな加算を創設。
 - ② 清拭又は部分浴を実施した場合の減算について、サービス提供の実態を踏まえ、減算幅の見直し。

<論点>

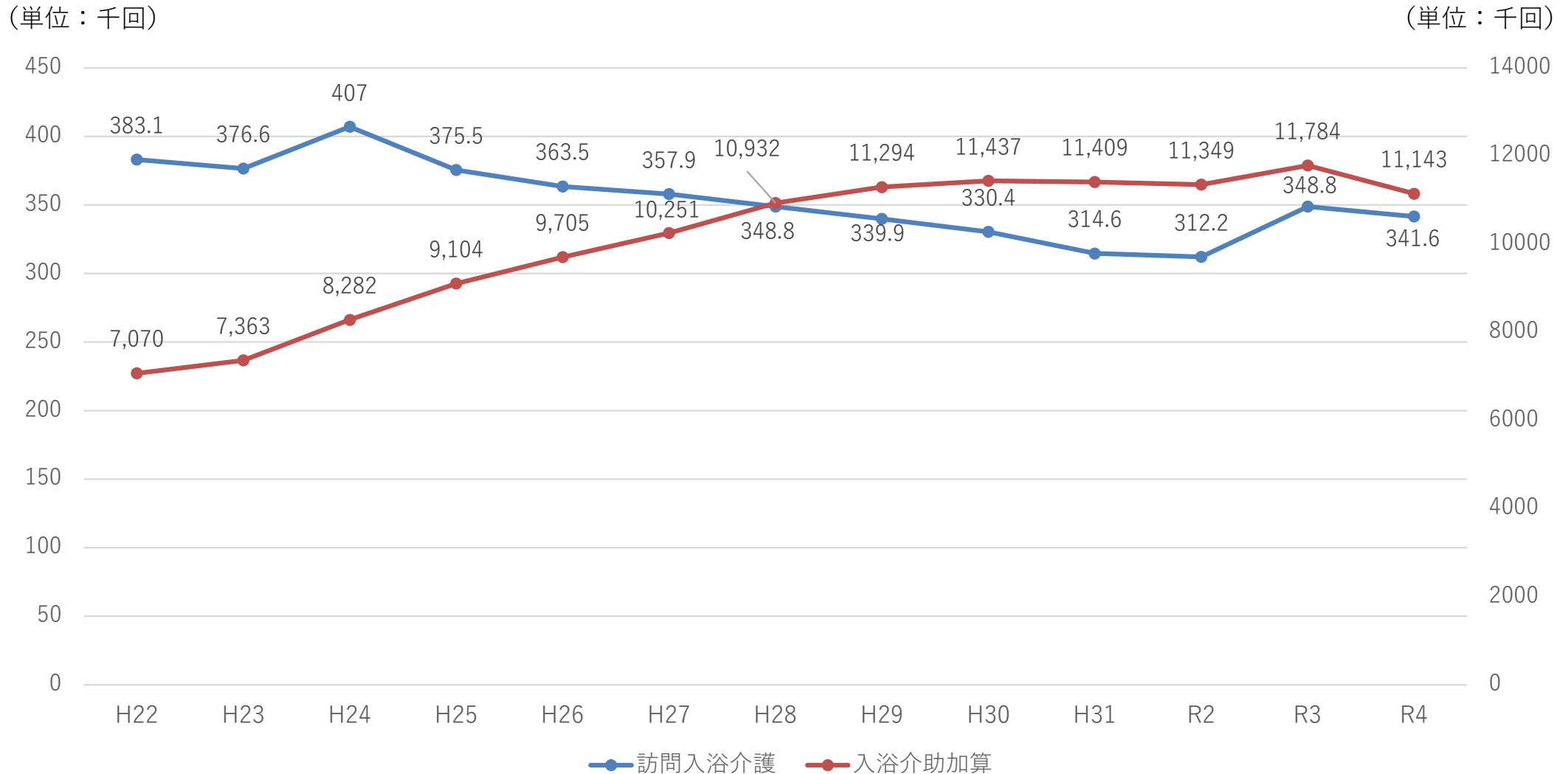
- 訪問入浴介護について、その機能・役割を踏まえつつ、看取り期等においても、利用者の安全を確保しながら、サービスを提供する観点などから、どのような方策が考えられるか。

1. 訪問入浴介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点
5. 参考資料



訪問入浴介護の訪問回数及び通所介護等における入浴介助加算の算定回数の推移

- 訪問入浴介護の訪問回数は、平成25年より減少傾向ではあるものの、令和2年から3年にかけて増加。
- 通所介護等（※）における入浴介助加算の算定回数は平成30年までは増加傾向であり、以降令和2年までは減少に転じたが、令和3年にかけては増加している。



※「通所介護等」は、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護であり、それぞれの入浴介助加算（令和4年については、ⅠとⅡの合計）の算定回数の合計を集計。